

受理第1-4号

## 請 願 書

件 名

「放射線副読本」の配布と使用の中止を求める請願

紹介議員

佐々木 真由美

<請願の趣旨>

2018年に文科省から再改訂版として出された「放射線副読本」は、読み手に誤った知識と理解を与えてしまう恐れがあるため、配布と使用の中止を求めます。

<請願の理由>

我が子が持ち帰った、小学校と高校で配布された「放射線副読本」を読みまして、福島原発事故後の深刻な放射能汚染と被ばくの危険性をないかのように扱い、放射線の有用性ばかりPRしていると感じました。

福島原発事故の影響で避難せざるを得ない状況にある人たちがまだたくさんいる事、原発事故の収束の目途がたっていない事、避難解除は進んでいるものの福島県だけが年間の被ばく線量の限度を1mSVから20mSVへ引き上げての帰還政策が行われている事などについては記載されていません。

放射線は自然界にたくさん存在していることは事実ですが、自然放射線と人工放射線を同列に並べて記述されており、その危険性を知らせる内容とはなっていません。

低線量の放射線の危険性、内部被曝の危険性については専門家の中でも見解が分かれ、何十年先にならないと分からないことが、まるで危険ではないことが分かっているかのように表現されています。

また、「健康被害の報告が一件もない」とも読めてしまうような記述がされています。原発事故後の検査で甲状腺にしこりやガンが見つかったこと、救援活動をした米兵が被ばくし東電などに損害賠償請求をしていることには触れられていません。それが原発事故の放射線由来であると断定はされていないかもしれませんが、健康被害が全くないかのように記述してしまうことは大きな問題です。

原発事故後、それが由来ではないかという健康被害を感じ、迷いながらも避難移住を選んだ方々がいます。今、帰還政策が進められ、避難している人たちを自主避難・自己責任とする動きが進められていますが、避難を選択していることを理解してもらえず苦しい思いをしている人たちがいます。この冊子ではいじめをなくそうと言いますが、むしろ、いじめを助長してしまう可能性すらあると思います。

児童・生徒・保護者に間違った理解をさせる可能性がある「放射線副読本」について、大阪の茨木市では配布を中止しています。今年4月、滋賀県野洲市においても問題があると判断され回収されることとなりました。宇治市においても、今後の配布と使用を中止してほしいです。

<請願項目>

1. 2018年に文科省から再改訂版として出された「放射線副読本」の配布と使用を中止すること

2019年6月6日

宇治市議会議員 真田敦史 様

請願者住所

名前 中村あゆ美